

第二百十六号議案

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年九月二十四日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。
第十条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。